

新婚さんの新生活を応援します！

滋賀県では、こども家庭庁の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、新婚世帯に対して結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的支援を実施している市町への補助を行っています。

対象世帯

世帯所得500万円未満で夫婦ともに
婚姻日における年齢が39歳以下の
新規に婚姻した世帯

対象経費

新規に婚姻した世帯の新生活に係る費用
(住宅取得費用、リフォーム費用、住宅
賃借費用、引越費用)

※対象世帯、対象経費、上限額は実施自治体によって異なりますので、
右の二次元コードより県内市町の事業実施状況をご確認ください。

県内各市町を
チェック！



最大
60万円
補助

29歳以下

最大
30万円
補助

39歳以下